

(要領様式第2号)

## 事業計画概要書に対する知事意見書

25上伊地環第36号  
平成25年(2013年)5月24日

上島商事株式会社  
代表取締役 上島 保美子 様

長野県上伊那地方事務所長

平成25年4月8日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第35条の規定による意見は次のとおりです。

### 1 提出のあった事業計画概要書 (産業廃棄物処分業の新規許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	上伊那郡辰野町大字伊那富 4588 番地 1 上島商事株式会社 代表取締役 上島 保美子	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	上伊那郡辰野町大字伊那富 7359 番地 1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物中間処理施設 (焼却 (炭化施設) ) 前処理として破碎施設を含む	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	動植物性残さ 特別管理産業廃棄物を除く	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	焼却 2.02 t / 日 (16 時間) 、0.126 t / 時、 破碎 3t / 日 (3 時間) 、1t / 時	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	辰野町北大出区、羽場区 箕輪町沢区 廃棄物の処理施設の設置等に関する指針第2の1(2)ウ	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	辰野町長、箕輪町長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所を有する者 周辺地域内において農林漁業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	第1回 平成25年6月18日(火) 午後7時から 上伊那郡辰野町大字伊那富 8158 番地 5 原公民館	
	第2回 平成25年6月19日(水) 午後7時から 上伊那郡箕輪町中箕輪 1740 番地 1 沢公民館	

## 2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。